



▲使用料が改定される永和地区防災コミュニティセンター

## コミュニティセンターの貸出し単位と使用料が改定されます

利便性向上のため、本年10月から1時間単位の貸出しに統一し、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、使用料の改定をします。

- Q コミュニティセンターの貸出しが時間単位になった理由は。**
- A** 利用者が利用しやすくなるよう1時間単位の貸出しに統一した。
- Q 消費税率の引き上げ分は申告納税するのかわ。**
- A** 申告義務はないので申告納税はしない。
- Q 消費税を納税しないのに値上げをした理由は。**
- A** 消費税率の改定で、維持管理費の支出が増えるため、受益者負担の原理に基づき、お願いする。
- Q 八開・立田南部・北部コミュニティセンターにも市外料金と営利目的の料金が設定されるのかわ。**
- A** 利用形態を統一するため設定する。

### 討論

#### 賛成

使用料の改定は消費税率が10月に改定されることから、施設の維持管理にかかる経費も増額する。受益者負担の考えから十分に理解ができる。今までバラバラだった貸出し時間を1時間単位に統一することは、施設を利用する多くの市民の意見を反映させたもの。そして、警備保障システムを導入することで、セキュリティの向上、管理体制の強化も図るものである。

#### 反対

10月の消費税率の引き上げに伴う利用料値上げは問題。津島市や東郷町など消費税を理由に値上げをしないところもある。

## 10月から公民館等の使用料が改定されます

本年10月からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、使用料等の改定をします。

- Q 公民館、体育館、学校体育施設、文化会館の、それぞれの消費税の負担分になる値上げの金額は。**
- A** 平成29年度決算額を基に算出した結果、佐織公民館6万2730円、永和地区公民館8688円、文化会館6万2730円、体育館16万5950円、学校体育施設680円である。
- Q 上下水道の最低使用量の世帯数は。**
- A** 10トンから20トンでは、公共下水道は3581世帯のうち、764世帯。集落排水は4369世帯のうち、973世帯。上水は10トン以下で、1万138件中、2339件である。
- Q 条例どおり値上げすると、住民負担増となる消費税分の値上げについて各企業会計はいくらかわ。**
- A** 29年度決算ベースで、農業集落排水は、約453万円。公共下水道は、約243万円。上水道は、約150万円である。

### 討論

#### 賛成

消費税率の引き上げに伴い、社会情勢に対応し、受益者負担の考えのもと、将来への負担をもち越さないよう、今後の文化施設、スポーツ施設の適切な運営において必要な措置と考える。

#### 反対

消費税率を上げることによって、経済への影響や、生活への影響が問題視される。市民の生活に大きく影響のある、水道代や汚水処理の代金の値上げは許せない。



▲使用料が改定される文化会館